《 埋蔵文化財の取扱い手続きの手順 》

開発（住宅建設等）工事計画

（工事計画が未定の場合でもご相談ください）

（1） **教育委員会へ照会（文書の提出、若しくは窓口・電話での問い合わせ）**

（計画予定地に埋蔵文化財が存在するかどうかの確認）

※ 電話・FAXでの問い合わせは、正式な対応とななりません

地図に記載された周知の埋蔵文化財包蔵地であった場合

地図に記載されていないが埋蔵文化財包蔵地が存在する可能性が疑われる場合

（1）-④ **『埋蔵文化財の所在の有無及びその取扱いについて（照会）』文書提出**

※試掘調査の費用については、（緊急の場合を除き）全ての開発に当たり公費で対応いたします。

（3） **文化財保護法第93条又は94条に基づく書類（「埋蔵文化財発掘の届出について」）の提出**（注：93条は工事主体者が民間の場合で、工事着手の60日前までに書類の提出。94条による提出は公共事業の場合。）

（4）-① 教育委員会による試掘調査等

（4）-① 教育委員会による試掘調査等

存在した場合には、この時点で協議を行い、届出の提出をお願いいたします。

存在した場合

存在しない場合

（2） **「埋蔵文化財の所在の有無及びその取扱いについて（回答）」文書提出**

工事中に埋蔵文化財を**不時発見**した場合

（5） 文化財保護法第95条又は96条に基づく遺跡の発見届

（2）- ②・④ **遺構の深度や工法変更等により埋蔵文化財に影響が及ばない場合**

（2）-⑤ 現状保存に関する『**誓約書**』の提出

工事着手に支障なし

基礎工事立会い（最終確認）

工法変更等が不可能で、埋蔵文化財に影響が及ぶ場合

（2）-① **※『発掘同意書・権利 放棄書』の提出も願います**

本発掘調査

（調査費用や期間については『埼玉県埋蔵文化財発掘調査等取扱い基準』に基づき、『埼玉県発掘調査積算シュミレーション』により作成・協議）

発掘調査終了

工事着手に支障なし

（2） **「埋蔵文化財の所在の有無及びその取扱いについて（回答）」文書提出**

（2）-③ 埋蔵文化財に関しては当該工事の着手に支障はありません（「**慎重工事**」という言葉で回答いたします）

工事着手に支障なし

（4）-②

営利を目的としない個人住宅の建設や農地の天地返し等の場合には、国・県・市の補助金により調査は対応します。また、店舗併用の個人住宅については、一部補助金対応が可能となりますので、ご相談ください。